ホ　原子炉冷却系統施設の構造及び設備
(1)　一次冷却材設備
(i)　冷却材の種類
(ii)　主要な機器及び管の個数及び構造
(iii)　冷却材の温度及び圧力
(2)　二次冷却設備
(i)　冷却材の種類
(ii)　主要な機器の個数及び構造
(3)　非常用冷却設備
(i)　冷却材の種類
(ii)　主要な機器及び管の個数及び構造
(4)　その他の主要な事項
ヘ　計測制御系統施設の構造及び設備
(1)　計装
(i)　核計装の種類
(ii)　その他の主要な計装の種類
(2)　安全保護回路
(i)　原子炉停止回路の種類
(ii)　その他の主要な安全保護回路の種類
(3)　制御設備
(i)　制御材の個数及び構造
(ii)　制御材駆動設備の個数及び構造
(iii)　反応度制御能力
(4)　非常用制御設備
(i)　制御材の個数及び構造
(ii)　主要な機器の個数及び構造
(iii)　反応度制御能力
(5)　その他の主要な事項
ト　放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
(1)　気体廃棄物の廃棄施設
(i)　構造
(ii)　廃棄物の処理能力
(iii)　排気口の位置
(2)　液体廃棄物の廃棄設備
(i)　構造
(ii)　廃棄物の処理能力
(iii)　排水口の位置
(3)　固体廃棄物の廃棄設備
(i)　構造
(ii)　廃棄物の処理能力
チ　放射線管理施設の構造及び設備
(1)　屋内管理用の主要な設備の種類
(2)　屋外管理用の主要な設備の種類
リ　原子炉格納施設の構造及び設備
(1)　原子炉格納容器の構造
(2)　原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
(3)　非常用格納容器保護設備の構造
(4)　その他の主要な事項
ヌ　その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
(1)　常用電源設備の構造
(2)　非常用電源設備の構造
(3)　その他の主要な事項

第三条第一項第三号中「法第二十三条第二項第六号」を「法第四十三条の三の五第二項第六号」に、「工事工程表」を「工事の順序及び日程」に改め、同項第四号中「法第二十三条第二項第七号」を「法第四十三条の三の五第二項第七号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第五号中「法第二十三条第二項第八号」を「法第四十三条の三の五第二項第八号」に改め、同項に次の二号を加える。

六　法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
イ　核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法
ロ　放射性廃棄物の廃棄に関する事項
ハ　周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果
七　法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。
イ　運転時の異常な過渡変化　事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
ロ　設計基準事故　事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
ハ　重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故　事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

第三条第二項中「前項の申請書に添付すべき」を削り、「令第十二条第二項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十条の二第二項」に改め、「の各号」を削り、同項第一号、第二号、第四号及び第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設の放射線の管理」に改め、同項第十号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本一通」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（重大事故）

第四条　法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

一　炉心の著しい損傷
二　核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷